

府 共 第 245 号  
子 発 0331 第 2 号  
令 和 2 年 3 月 31 日

各 

都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長

 殿

内閣府男女共同参画局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律  
の施行について

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第 46 号。以下「改正法」という。)については、その施行に向けて、関連法令として、「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」(令和 2 年政令第 62 号。以下「施行政令」という。 )、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」(令和 2 年厚生労働省令第 49 号。以下「施行省令」という。)及び「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示」(令和 2 年厚生労働省告示第 115 号)が 3 月 27 日に公布されたところである。

改正法の施行に際しては、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(令和元年 6 月 26 日付け内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知)で通知したほか、下記の点についてご留意いただきたいので、その内容を御了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

I 児童の権利擁護

- 1 親権者等による体罰禁止の明確化について(改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 14 条第 1 項並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 2 第 2 項及び第 47 条第 3 項)

保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至る等の重篤な結果につながるものもあることを踏まえて、改正法において、親権者からの体罰が許されないものであることを明確化することとした。あわせて、児童相談所長や児童福祉施設の長、ファミリーホームの養育者及び里親についても体罰禁止を明確化することとした。

このため、令和元年9月から子ども家庭局長の下に「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」を開催し、改正法により新たに規定される「体罰」の範囲やその禁止に関する考え方、体罰等によらない子育ての推進策等を、国民に分かりやすく説明するためのとりまとめを行った。

このとりまとめの内容及び啓発資料については、「「体罰等によらない子育てのために」の周知・啓発について」（令和2年2月21日付け子発0221第6号、障発0221第1号子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「「体罰等によらない子育てのために」の周知・啓発について」（令和2年3月19日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において通知をしたところである。

各自治体においては、本とりまとめの趣旨を踏まえ、引き続き、子育て相談窓口等において具体的な相談窓口や支援内容とあわせて配布いただくとともに、母子健康手帳の配布時や乳幼児健診時など、母子保健部門とも連携の上、広く周知・啓発いただくようお願いする。

また、児童福祉施設の長、ファミリーホームの養育者及び里親に対しても、研修等の機会を利用して周知・啓発いただくとともに、養子縁組民間あっせん機関に対しては、養親候補者研修等において養親候補者等に周知・啓発いただけるよう、周知をお願いする。

## 2 児童福祉審議会における児童等の意見聴取の際の配慮事項について（改正法による改正後の児童福祉法第8条第7項）

児童福祉審議会等を活用した児童の権利擁護の取組については、平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）」における改正を踏まえ、児童の権利擁護に関する取組をお願いしてきたところであるが、改正法において、児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合において、その児童の状況・環境等に配慮をすることとした（意見を述べる児童を支援する専門的知識及び技能を持つ職員の児童福祉審議会事務局への配置や、児童福祉審議会の場で児童が安心して意見を述べることができる雰囲気づくり等）。

児童の権利擁護の取組については、「児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の取組について」（令和2年3月31日付け子家発0331第1号）において通知したところであり、これを踏まえて、各自治体で児童福祉審議会を活用した児童の権利擁護の取組を検討いただきたい。

## II 児童相談所の体制強化等

- 1 児童相談所における適切な介入及び支援マネジメントに向けた体制整備の推進について（改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第11条第7項）

児童相談所の児童虐待相談対応件数が増加し続ける中で、躊躇なく一時保護等の介入が行われるよう、改正法において、児童相談所において介入機能及び支援マネジメント機能を効果的に発揮できるようにするための体制の整備など、必要な措置を講ずることとした。

体制の検討にあたっては、「児童相談所における適切な介入及び支援マネジメントに向けた体制整備の推進について」（令和2年2月21日付け子発0221第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）を发出しており、この通知を参照し、改正法の趣旨を踏まえた取組をお願いする。

- 2 都道府県における児童相談所の行う業務の質の評価（改正法による改正後の児童福祉法第11条第6項及び第7項）

児童相談所の業務については、児童相談所ごとに業務の質が異なっており、一時保護や立入調査、その他の支援などが適切に行われていないとの指摘を踏まえ、改正法において、児童相談所の行う業務の質の自己評価、第三者評価その他必要な措置を行うことにより、その業務の質の向上に努めなければならないこととした。

この際、児童相談所が行う一時保護においても業務の質の向上を図るための取組が必要であることから、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き」を作成し、全国の一時保護所に配布している。各自治体においては、当該手引きを活用し、業務の質の自己評価、第三者評価等の措置の実施を検討いただきたい。

なお、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において「児童相談所の第三者評価ガイドライン」を作成しており、来年度以降速やかに周知を行う予定である。

- 3 児童心理司の配置標準の新設（改正法による改正後の児童福祉法第12条の3第7項並びに施行政令による改正後の児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条の3及び施行政令附則第2項）

児童心理司の配置基準については、これまで児童相談所運営指針において、「児童福祉司2人につき1人以上配置する」とされており、改正法において、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる児童相談所の所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする事とされたことを踏まえ、施行政令において、児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。以下同じ。）2人につき1人以上とすることとした。当該規定には、令和6年3月31日までの間は児

童福祉司3人につき1人以上とする経過措置を設けており、各自治体においては、当該基準を踏まえた人材確保に努めていただきたい。

4 一時保護所を設置した際の報告規定の新設（施行政令による改正後の第2条第2項及び施行省令による改正後の児童福祉法施行規則第3条の2）

児童の安全確保のため、一時保護の受け皿の適切な整備・確保を進めることが必要であるため、現行、児童相談所を新たに設置した際に厚生労働大臣に報告することとなっているところ、施行政令において、一時保護所を新たに設置した場合も報告を行うこととした。

当該規定に基づく報告の内容としては、新たに一時保護所を設置した場合には、一時保護所の入所定員及び事業開始の年月日、一時保護所の施設設備の変更をした場合には、変更後の入所定員を報告することとしており、当該法令に基づいた報告をお願いする。

### III 関係機関間の連携強化

1 配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との連携協力（改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第4条第1項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第9条）

改正法において、国及び地方公共団体の責務として、関係省庁相互間に加えて、関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関が連携をして必要な体制整備を行うことを明確化した。また、虐待の早期発見を行うために、児童の福祉に業務上関係ある団体として都道府県警、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターを改めて明記するとともに、児童の福祉に職務上関係のある者として警察官、婦人相談員を明記した。

改正法の趣旨を踏まえて、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）においては、関係機関で児童とその家族に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応する必要がある。とりわけ、児童相談所、教育委員会及び警察は、児童虐待の通告、早期発見、早期対応等に関与する機会が多い公的機関であり、要対協を構成する主たる機関であること、また、配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所は、児童虐待とDVが相互に重複して発生することを踏まえて参画が求められる機関であることから、これらの機関が要対協の構成員となっていない市町村においては、構成員への参画について速やかにこれらの機関と調整していただくよう、「要保護児童対策地域協議会構成員への参画について（依頼）」（令和元年8月1日付け子家発0801第3号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）を発出しているところである。また、改正法を踏まえ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（平成25年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。令和2年3月23日

一部改正。)についても、所要の改正を実施している。これらの規定や通知などの趣旨を踏まえ、要対協へのDV相談支援担当部署等の参画を含め、関係機関での連携の強化をお願いする。

また、令和元年度には、「DV対応と児童虐待対応の連携強化に関する調査研究」を実施しており、こうしたものも参考にした上で、各自治体における関係機関間の連携強化をお願いする。

このほか、児童虐待の早期発見を行うため、法医学者等との連携を図ることは重要であり、大学における法医学教室等との連携の強化に努めていただくようお願いする。

## 2 転居先の児童相談所長に対する情報提供及び要対協が情報交換を行うための措置（改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第4条第6項）

改正法においては、児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合には、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする事とした。また、この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、要対協が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする事とした。

これまで「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）においても、転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底を行ったところであるが、各自治体におかれては、改正法を踏まえて、適切に対応されたい。

また、あわせて、児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行うため、要保護児童等に関する情報共有システムの整備を進めることとしており、令和2年度予算では、全国統一の情報共有システムの開発に要する費用を計上するとともに、自治体におけるシステム改修費等に対する補助を行うこととしている。現在、各自治体に示した仕様書に基づき、全国統一の情報共有システムの開発に関する調達手続きを行っているところであり、令和2年度中に開発が完了し、令和3年度から運用を開始する予定である。本システムは、自治体間の情報共有における課題を解決するために有効であることから、各自治体においては、早期に本システムを導入できるよう、既存の業務システムの改修など、必要な準備を進めていただきたい。

## 3 守秘義務規定の明確化（改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第5条第3項及び第4項）

改正法において、より確実に児童虐待を受けたと思われる児童の権利を守るため、関係機関の職員においては、正当な理由がなく、児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないことを改めて明確化した。

また、ここで新設された守秘義務の規定を理由として、関係機関間の必要な情報共有等が行われなくなることを防ぐため、これらの規定は、児童虐待の防止等に関する法律第5条第2項による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない旨をあわせて明確化した。

当該規定には罰則規定はなく、地方公務員法等の関係法令等の罰則規定が適用になるが、当該規定を設けることにより、虐待を受けた児童に関する情報は秘匿情報であることや、親権者であってもその秘匿情報は原則として開示すべき者ではないことについて明確化を図ることを目的としている。

各自治体においては、本規定の趣旨を正しく認識いただいた上で、関係機関間での適切な情報の共有・取扱をお願いします。

なお、「正当な理由」の範囲に関して、ある情報の共有が正当な理由に当たるかどうかは、個別の状況等によって変わり得るが、児童の安全が確保され、その福祉に資するという目的に照らして判断すべきであり、通告を受けた児童相談所等が当該事案に迅速・的確に対応するため、関係機関との間での必要な情報共有を行う場合など、法律の目的の達成に資するものであれば、正当な理由と解される。